

葛飾区立図書館資料収集・除籍方針について

この方針は、区民の知る権利を保障し、地域の情報拠点として資料の充実を図り、地域や区民生活に役立つ情報の取得を支援するため、葛飾区立図書館の資料の収集・保存・除籍に当たって必要な事項を定めています。

1 収集の基本方針

葛飾区立図書館は、「図書館法」の精神に基づき、「図書館の自由に関する宣言」及び「図書館員の倫理綱領」をふまえて、下記の方針のもとに資料（寄贈資料を含む）収集を行っています。

- (1) 図書館は、生涯学習社会における公共図書館の役割を深く認識し、区民各層の要求及び社会的動向に十分配慮し、区民の教養、調査研究、レクリエーション等に役立つ資料を収集します。
- (2) 対立する多様な意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集します。
- (3) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはありません。
- (4) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしません。
- (5) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、自己規制はしません。
- (6) 図書館の収集した資料にどのような思想や主張があろうとも、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではありません。

2 選定の基本方針

収集する資料の選定にあたっては、次のことに留意します。

- (1) 各分野の基本的な資料を選定します。
- (2) 時事問題や社会情勢についての資料は積極的に選定します。
- (3) 対象とする主題に最良かつ最適な資料の選定に努めます。
- (4) 著しく高度な専門書や特殊な資料は選定しません。ただし、地域資料及び図書館の蔵書として必要と認められるものについては、この限りではありません。
- (5) 学習参考書や問題集、特殊装備の資料や形態が複雑な資料、書き込み式のページが多い資料は、原則として選定しません。
- (6) 特定の機関や団体の宣伝を目的とする資料は選定しません。
- (7) 特定の機関や団体及び個人を誹謗中傷するような資料は選定しません。
- (8) 暴力や犯罪を容認したり、残虐性を助長する資料、人権への配慮に欠ける資料及び性的表現が過激な資料は選定しません。
- (9) 多量に出版されている類似資料については、著者や出版社などを参考に選定します。

(10) 電子書籍は、その特性を考慮して選定します。

3 資料別収集の基本方針

収集する資料の種類及び方針は、次のとおりです。また、技術の進歩などによる新しい形態の資料については、その普及度・利便性・継続性を考慮し、収集対象に加えていきます。電子書籍についても、導入に向けて調査・検討を行っていきます。

(1) 一般図書

各分野にわたり基本的・入門的図書のほか、専門的図書までできる限り幅広く収集します。

また、日常生活を楽しむものや仕事に役立つ資料、日常の問題解決に役立つ資料の収集に努めます。

(2) 参考図書

区民の調査研究、学習活動に必要な資料を幅広く収集します。また、常に最新の情報・データを提供できるように留意します。CD-ROMやDVD、各種オンラインデータベースやインターネットなどデジタルコンテンツを利用した情報提供も行います。

(3) 地域・行政資料

ア 葛飾区に関する資料は、積極的に収集します。特に貴重なものは、デジタル化をしていきます。

イ 国・東京都及び都内各自治体が発行した資料は、選択的に収集します。

ウ 隣接地域に関する資料は、必要なものを収集します。

(4) ビジネス関連の資料

ビジネス関連の資料は、働く世代の課題解決を支援するため、起業、就職、資格、会社情報など、仕事に役立つ資料を図書に限らず幅広く収集します。

また、最新のビジネス情報を提供する各種オンラインデータベースの充実を図ります。さらに、区内関係団体等と連携をとりながら、ビジネスや就労に関する情報など各種情報の収集と提供に努めます。

(5) ヤングアダルト資料

中・高校生世代を中心に、10代が興味や関心を持っている分野の資料や学習に必要な資料の充実を図ります。将来の進路や職業選択の指針となる資料、現代社会の動向や問題など、時代に即した事象をわかりやすく解説した資料など、成長・自立を助ける資料を収集します。

(6) 児童書

児童が読書に対する楽しみや喜びを発見し、読書の習慣を形成する契機となるように、想像力、創造性、知的好奇心を豊かに伸ばすことができるような資料を、幅広い範囲から収集します。また、小学生の様々な学習に対応できる資料の収集に努めます。さらに、児童書を研究する人のための研究資料や子どもの読書活動に関わるボランティアの参考になる資料も収集します。

(7) ハンディキャップ資料

録音図書（CD・デージー・マルチメディアデージー等）、大活字本、布絵本、点字資料等を幅広く収集します。

また、朗読CDや大活字本は、高齢者にも有用な資料であるため、積極的に収集します。

（８） 雑誌

速報性と多様性に富んだ雑誌の特性を活かし、各分野にわたり幅広く収集し、必要に応じて専門誌も収集の対象とします。

また、特に利用度の高いものを除き、多くの種類を収集するために、区内のバランスを考慮して収集します。

（９） 新聞

全国紙を中心に幅広く収集します。主要紙については、縮刷版を収集し、オンラインデータベースでの新聞記事情報の提供も行います。児童・中高生向けの新聞についても、収集に努めます。

（１０） 外国語資料

外国語資料は、利用の多い言語の資料を中心に収集します。教養、趣味、文学を中心としながら、日本での日常生活に役立つ資料にも配慮します。

また、語学学習用等として、多読用資料も収集します。

（１１） 視聴覚資料

活字以外のメディアからも情報、知識、楽しみを得られるよう、映像資料（主にDVD）、録音資料（主にCD）を収集します。資料媒体は技術の進歩による変化、再生機器の普及を考慮しながら収集します。

（１２） まんが

社会的・文化的評価の高い受賞作品等を選択的に収集します。

（１３） 電子書籍

古典文学や実用書・専門書を中心に、基本コレクションを構成しつつその特性を活かして収集します。

４ 除籍の基本方針

除籍の対象となる資料は、以下のものとします。

除籍は、合議により行い、個人の判断では行いません。

- （１） 各分野の利用減少資料は基本的資料を除き、今後も利用が見込めないと判断されたもの。
- （２） 時間の経過により記述内容が古くなり、資料的価値又は利用価値が著しく低下したと認められるもの。
- （３） 複本や類書があり利用頻度の低いもの。
- （４） 同類資料の入手によって、代替可能となった既存資料及び形態の違う同じ内容の資料。
- （５） 汚損、破損が著しい資料。
汚損や破損の状態が著しく、修理や製本が困難なもの。また、修理しても利用に

耐えないと認められるもの。ただし、資料的価値が高く保存の必要があるものは除籍しない。

- (6) 他の機関に移管換えする必要が生じ、移管換えしても支障がないと認められるもの。
- (7) 次の資料の除籍は慎重に行います。
 - ア 各分野の基本的資料として、評価が定まっているもの。
 - イ 類書の少ない主題のもの。
 - ウ 区内に1セット、または1点しかないもの。
- (8) 館長が特に認めるもの。